厚木市内 事業者の 皆さまへ

# まん延防止等重点措置の適用に伴う 厚木市の支援策第4弾!

# コロナに負けない! あつぎ中小企業応援交付金IV

# 

新型コロナウイルス感染症拡大による、まん延防止等重点措置の期間延長に伴い、厚木市では、市内中小企業の皆さまへ、令和3年5月の売上げ減少に対する支援を行います。

# 売上げ減少への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年5月の売上げが、令和元年5月または令和2年5月と比べ15%以上減少している市内中小企業の方へ、支援金を交付します。

対象 厚木市内で事業を実施しているすべての業種 ※飲食店等については、下記をご確認ください。

補助率 売上げ減少額の 1/3(千円未満の端数切捨て)

上限額 20万円

※売上げ減少の比較が困難な事業者の方は、ご相談 ください。 令和元年5月または令和2年5月との比較



または



1店舗・事業所にっき 売上げ減少額の1/3 最**大20万円** 

# 飲食店等の皆さまへ

まん延防止等重点措置により神奈川県の要請対象 となっている飲食店等については、時間短縮(時 短)営業および酒類の提供・カラオケ設備提供の終 日停止に協力している店舗のみが対象となります。

#### 神奈川県の要請

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9・10弾)】

●対象施設 食品衛生法に基づく飲食店営業または 喫茶店営業の許可を受けた店舗

#### ●要請内容

- ・5時から20時までの時短営業(休業を含む)
- ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを 含む)は終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止(飲食を主たる業 とする店舗に限る)
- ※詳しくは、神奈川県のホームページをご確認ください。
  - https://www.pref.kanagawa.jp/

# 支援金の虚偽申請・不正受給はおやめください

本支援金の交付後、交付要件を満たさない事実や 虚偽、不正などが発覚した場合は、申請者に対し交 付済の支援金の全額返還を求めます。

虚偽申請や不正受給は、絶対に行わないようお願いします。

#### 例

- ●虚偽の資料を作成し、交付要件を満たしているように見せかける。
- ●市外での営業や、廃業しているにもかかわらず、 市内に営業実態があるように見せかける。 など

### 交付要件 いいえ 交付なし 現在、厚木市内で事業を実施している はい まん延防止等重点措置により神奈川県の 要請対象となっている飲食店等である はい いいえ 県の要請内容に いいえ 交付なし 協力している はい 交付あり 令和3年5月の売上げが いいえ 交付なし 令和元年5月または令和2年5月と比べ はい 減少額の1/3 15%以上減少している 最大20万円

## 必要書類

- ①交付申請書(市内各公民館、JAあつぎ各支所・支店、市内金融機関などに配布) ※厚木商工会議所および厚木市ホームページから、用紙をダウンロードできます。
- ②令和3年5月の売上げが分かる資料および比較した5月(令和元年または令和2年)の売上げが分かる資料 法人▶事業概況説明書など

個人▶青色申告決算書、売上元帳、管理台帳など

- ③令和2年分の確定申告書(第一表のみ)の写しまたは令和3年度分の市民税・県民税の申告書の写し
- ④振込先口座の通帳を開いて1ページ目と2ページ目の写し
- ⑤神奈川県の時短営業等を要請されている飲食店等は、掲出した掲示物「時短営業の案内等(酒類、カラオケ設備提供の終日停止を含む)」の写し
- ⑥市外に本店のある場合は、厚木市内での事業活動を証する書類の写し ▶法人市民税申告書、青色申告決算書、公共料金の請求書など
- ※これまでの「あつぎ中小企業応援交付金(第1弾~第3弾)」を申請された方も、すべての書類が必要となります。 ※厚木市内で複数の店舗などを営んでいる場合は、各々が対象となりますので、店舗ごとに申請してください。

## お申し込み方法

所定の交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて<mark>郵送または電子申請</mark>でお申し込みください。

受付期間▶令和3年6月14日(月)~7月16日(金)

▶電子申請の受け付けは、6月15日(火)から ※当日消印有効



◆申請書用紙の ダウンロードは こちらから

http://www.atsugicci.or.jp/

お申し込み お問い合わせ先 〒243-0017 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」 専用ダイヤル 0120-306149 [平日9:00~17:00]

※感染症拡大防止のため、ご来館による窓口でのお申し込みやお問い合わせはご遠慮ください。